

正 誤

埼玉県規則第三十四号（令和二年三月三十一日第九十三号）訂正
次のとおり訂正する。

正

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第一条中「昭和四十八年埼玉県条例第五十四号」の下に「。第十三条の二第一項及び第二十三条第一項において「条例」という。」を加える。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（入学料の減免）

第十三条の二 条例第六条第二項の規定による入学料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、次項に定める場合を除き、保証人二人が連署した様式第七号の入学料（授業料）減免申請書に入学料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項の規定による入学料の減免を受けようとする者は、学院長が別に定める様式の申請書に入学料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

第二十三条を次のように改める。

（授業料の減免）

第二十三条 条例第七条第二項の規定による授業料の減免を受けようとする者は、次項に定める場合を除き、保証人二人が連署した様式第七号の入学料（授業料）減免申請書に授業料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料の減免を受けようとする者は、学院長が別に定める様式の申請書に授業料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

第二十四条の見出し中「減額等」を「減免」に改め、同条中「減額又は免除を」を「減免（大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定によるものを除く。）を」に、「減額又は免除の」を「減免の」に、「授業料減額（免除）理由解消届」を「授業料減免理由解消届」に改める。

第三十条を次のように改める。

(会議)

第三十条 学院の運営に必要な会議については、学院長が別に定めるところによる。

様式第七号中「第 2 3 条関係」や「第 1 3 条の 2、第 2 3 条関係」及び「授業料減額（免除）申請書」や「入学料授業料減免申請書」及び「あて先」や「宛先」及び「授業料の減額（免除）」や「入学料授業料の減免」及び「2 減額（免除）」や「2 減免」に改める。

様式第八号中「授業料減額（免除）理由解消届」や「授業料減免理由解消届」及び「あて先」や「宛先」及び「授業料の減額（免除）」や「授業料の減免」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。